



年金トピック

No.2016-190 第 75 号

2017 年 3 月 30 日 団体年金事業部

マイナス金利を受けた退職給付債務の割引率について④ ~ASBJ、実務対応報告を公表~

2017年3月29日、企業会計基準委員会(ASBJ)より「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告」という。)が公表されました。会計処理および適用時期について、2017年1月27日に公表された実務対応報告公開草案と変更ありません。

【会計処理】

割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りが期末においてマイナスとなる場合、方法①と②の何れも取扱い可能とされました。 (2016年3月決算において認められていたものと同一の方法)

方法① マイナス値をそのまま割引率とする方法

|方法② | 割引率の下限をゼロとする方法

【適用時期】

2017年3月31日に終了する事業年度から2018年3月30日に終了する事業年度までに限って適用することとなります。今後は、方法①と②のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて検討が行われますが、検討の進捗状況によっては、上記の取扱いを2018年3月31日以後に終了する事業年度にも継続することも検討されます。

【背景】

本テーマについては、昨年度末もASBJにて検討されており、2016年3月決算においては暫定的に上記の取扱いとすることとされていました。その後、2016年7月に「第27回基準諮問会議」にて「マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応」が新規テーマとして提案されたことを踏まえ、ASBJにて審議が行われ、2017年1月に実務対応報告公開草案の公表・コメントの募集を行い、寄せられたコメントを検討のうえ公開草案を修正のうえ、今回の実務対応報告が公表されました。

【関連資料】

・ASBJのホームページ「『債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い』の公表」(2017年3月29日)

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/discountrate2017/

・ASBJのホームページ「公開草案に寄せられたコメント」

https://www.asb.or.jp/asb/asb_i/documents/exposure_draft/comments/discountrate2017.shtml

・年金通信「マイナス金利を受けた退職給付債務の割引率について①~③」

https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=551

https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=701

https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=735

以上